第五十四条の四に次の一項を加える。

4　第二項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

第五十五条中「百分の一」を「百分の五」に改める。

第五十六条に次の一項を加える。

2　前項に規定する事項は、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、記載することを要しない。この場合には、その旨を記載しなければならない。

第六十八条の二を次のように改める。

第六十八条の二　削除

第六十八条の四に次の一項を加える。

3　前二項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

第七十五条第二項に次のただし書を加える。

ただし、連結財務諸表において、連結財務諸表規則第十五条の二第一項に規定するセグメント情報を注記している場合は、この限りでない。

第七十六条の二に次の一項を加える。

2　前項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

第八十条に次の一項を加える。

3　第一項の規定にかかわらず、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、区分掲記又は注記を要しない。

第八十五条第二項中「百分の五」を「百分の十」に改める。

第八十六条に次の一項を加える。

2　前項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

第九十五条の三の二に次の一項を加える。

2　前項各号に掲げる事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

第九十五条の三の三に次の一項を加える。

2　前項に規定する事項は、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、記載することを要しない。この場合には、その旨を記載しなければならない。

第九十五条の五の二に次の一項を加える。

3　前二項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

第九十五条の五の三に次の一項を加える。

4　前三項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

第百七条に次の一項を加える。

2　前項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

第百二十一条第一項ただし書を削り、同条に次の二項を加える。

3　財務諸表提出会社（法第二十四条第一項第一号又は第二号に掲げる有価証券の発行者に限る。）は、第一項第一号に掲げる附属明細表については、作成を要しない（次条及び第百二十三条第一号に規定する場合を除く。）。

4　財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、第一項第三号、第四号及び第六号に掲げる附属明細表については、作成を要しない（次条及び第百二十三条第一号に規定する場合を除く。）。

第百三十三条第一項中「第百三十条、第百三十一条第二項」を「第百三十二条、第百三十三条第二項」に改め、同条第二項中「第百三十条及び第百三十一条第二項」を「第百三十二条及び第百三十三条第二項」に改め、同条を第百三十五条とする。

第八章中第百三十二条を第百三十四条とし、第百二十九条から第百三十一条までを二条ずつ繰り下げる。

第八章を第九章とする。

第百二十七条第一項中「前各章」を「第一章から第六章まで」に改める。

第七章中第百二十八条を第百三十条とし、第百二十七条を第百二十九条とする。

第七章を第八章とし、第六章の次に次の一章を加える。

第七章　特例財務諸表提出会社の財務諸表

（特例財務諸表提出会社の財務諸表の作成基準）

第百二十七条　特例財務諸表提出会社が作成する財務諸表の様式は、前各章の規定にかかわらず、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める様式によることができる。

一　貸借対照表　様式第五号の二

二　損益計算書　様式第六号の二

三　株主資本等変動計算書　様式第七号の二

四　有形固定資産等明細表　様式第十一号の二

五　引当金明細表　様式第十四号の二

2　特例財務諸表提出会社は、次の各号に掲げる規定にかかわらず、当該各号に定める事項の注記をもつて当該各号に掲げる規定の注記に代えることができる。

一　第八条の二　会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第百一条各号に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

二　第八条の三の四　会社計算規則第百二条の三第一項各号に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

三　第八条の三の五　会社計算規則第百二条の四各号に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

四　第十八条及び第三十二条の二　会社計算規則第百三条第九号に掲げる事項

五　第三十九条及び第五十五条　会社計算規則第百三条第六号に掲げる事項

六　第四十三条　会社計算規則第百三条第一号に掲げる事項

七　第五十八条　会社計算規則第百三条第五号に掲げる事項

八　第七十四条、第八十八条、第九十一条及び第九十四条　会社計算規則第百四条に規定する関係会社との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額（特例財務諸表提出会社に該当する旨の記載）

第百二十八条　特例財務諸表提出会社が前条の規定により財務諸表を作成した場合には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　特例財務諸表提出会社に該当する旨

二　前条の規定により財務諸表を作成している旨

様式第五号の次に次の様式を加える。

様式第五号の二

【貸借対照表】

（単位：　円）

	前事業年度 （平成　年　月　日）	当事業年度 （平成　年　月　日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	×××	×××
受取手形	×××	×××